改正後	改正前
令和８年度 防衛省版SBIR 公募要領 目次 １．・２．［略］ ３．応募方法.....8 ３．１～３．３　［略］ ３．４　提出にあたっての留意事項.....10 ４．応募にあたっての留意事項.....12 ４．１～４．５　［略］ ４．６　本制度内での重複応募について.....16 ４．７　他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況.....16 ４．８～４．１７　［略］ ４．１８　応募情報及び個人情報の取り扱い.....22 ４．１９～４．２１　［略］ ４．２２　研究データマネジメントについて.....24 ４．２３　［略］ ５．・６．［略］ ７．対象費用の詳細.....33 ８．・９．［略］ 【別紙１】～【別紙６】［略］	令和８年度 防衛省版SBIR 公募要領 目次 １．・２．［同左］ ３．応募方法.....8 ３．１～３．３　［同左］ ３．４　提出にあたっての留意事項.....11 ４．応募にあたっての留意事項.....12 ４．１～４．５　［同左］ ４．６　法制度内での重複応募について.....16 ４．７　他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況.....17 ４．８～４．１７　［同左］ ４．１８　応募情報及び個人情報の取り扱い.....23 ４．１９～４．２１　［同左］ ４．２２　研究データマネジメントについて.....25 ４．２３　［同左］ ５．・６．［同左］ ７．対象費用の詳細.....34 ８．・９．［同左］ 【別紙１】～【別紙６】［同左］

１．防衛省版SBIRの概要

１．１　制度概要

［略］

各フェーズの終了時には審査委員会による審査が実施され、審査に合格したプロジェクト（トピック解決のためにスタートアップ等から提案された研究開発事業）のみが次のフェーズへ進むことができます。契約もフェーズ毎に締結いたします。

［略］

表　事業期間帯事業規模の目安

［略］	事業規模 （１プロジェクトあたりの委託費上限額）	［略］
［略］	2,000 万円	［略］
	数億円程度	
	プロジェクトに応じた規模	

１．２・１．３　［略］

２．　応募要件・実施要件

２．１　応募要件

代表企業は、次の(1)～(13)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 原則として、設立１５年以内の活性化法第２条第１４項等

１．防衛省版SBIRの概要

１．１　制度概要

［同左］

各フェーズの終了時には審査委員会による審査が実施され、審査に合格したプロジェクトのみが次のフェーズへ進むことができます。契約もフェーズ毎に締結いたします。

［同左］

表　事業期間帯事業規模の目安

［同左］	事業規模 （１トピックあたりの委託費上限額）	［同左］
［同左］	2,000 万円	［同左］
	数億円程度	
	トピックに応じた規模	

１．２・１．３　［同左］

２．応募要件・実施要件

２．１　応募要件

代表企業は、次の(1)～(13)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 活性化法第２条第１４項等に定められている資本金又は従

に定められている中小企業者又は中小企業としての組合等（財団法人、社団法人、ＮＰＯ法人を除く。）であること（J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。）。	業員のいずれかの基準を満たす中小企業者又は中小企業としての組合等（財団法人、社団法人、ＮＰＯ法人を除く。）であり、設立１５年以内であること。（ただし、先端技術分野においては、審査委員会の判断により、設立１５年以上の企業が認められる場合もあります。）
(2)～(13) ［略］	(2)～(13) ［同左］
２．２・２．３　［略］	２．２・２．３　［同左］
３．応募方法 ３．１　提出期限及び提出方法 「３．応募方法」及び「【別紙５】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」を確認の上、提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までにe-Rad上で、提出資料のアップロードを完了させてください。	３．応募方法 ３．１　提出期限及び提出方法 「３．応募方法」及び「【別紙５】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」を確認の上、提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までにe-Rad上で、提出資料のアップロードを完了させてください。
	なお、１代表企業が提案できるのは１トピックにつき１件のみです。（１トピックにつき複数の提案が考えられる場合でも、１トピックにつき最適と思われる提案を１つに絞ってご応募ください。）
［略］	［同左］
３．２～３．４　［略］	３．２～３．４　［同左］
４．応募にあたっての留意軸 ４．１～４．５　［略］	４．応募にあたっての留意軸 ４．１～４．５　［同左］

４．６　本制度内での重複応募について 　同一の代表企業が複数のトピックに応募することは差し支えありません。 　なお、１代表企業が提案できるのは１トピックにつき１件のみです。（１トピックにつき複数の提案が考えられる場合でも、１トピックにつき最適と思われる提案を１つに絞ってご応募ください。） ４．７～４．２３　［略］ 【別紙３】応募書類作成要領 　本制度への応募にあたっては、e-Rad上で必要事項を入力するとともに、以下に示す応募書類をe-Rad上で提出してください。 （１）～（３）［略］ （４）応募書類の記載要領について 【様式1-1】提案書（代表企業用） 　以下の①～⑤の内容を記入してください。 　　①～③　［略］ 　　④　［略］ 　　⑤　［略］ 【様式1-2】・【様式3-1】［略］ （５）［略］	４．６　法制度内での重複応募について 　本制度について、同一の研究開発代表者が複数のトピックに係るプロジェクトの研究開発代表者として応募することはできません。ただし、研究開発代表者として応募するプロジェクト以外のプロジェクトに研究開発分担者として参画することは差し支えありません。 ４．７～４．２３　［同左］ 【別紙３】応募書類作成要領 　本制度への応募にあたっては、e-Rad上で必要事項を入力するとともに、以下に示す応募書類をe-Rad上で提出してください。 （１）～（３）［同左］ （４）応募書類の記載要領について 【様式1-1】提案書（代表企業用） 　以下の①～⑦の内容を記入してください。 　　①～③　［同左］ 　　⑥　［同左］ 　　⑦　［同左］ 【様式1-2】・【様式3-1】［同左］ （５）［同左］

【別紙４】事業費の取扱区分表と費用計上における留意事項 ［略］ ◆費用計上における留意事項 （１）経費計上の留意事項 ①　物品費について 購入・取得した設備備品の所有権は、研究期間終了後の委託費の額の確定後、原則として防衛装備庁に帰属します（乙は善良な管理者の注意をもってこれを保管・管理してください。処分する場合は事前に防衛装備庁の承認が必要です。）。 ②～⑤　［略］ （２）・（３）［略］	【別紙４】事業費の取扱区分表と費用計上における留意事項 ［同左］ ◆費用計上における留意事項 （１）経費計上の留意事項 ①　物品費について 購入・取得した設備備品の所有権は購入時に防衛装備庁に帰属します（乙は善良な管理者の注意をもってこれを保管・管理してください。処分する場合は事前に防衛装備庁の承認が必要です。） ②～⑤　［同左］ （２）・（３）［同左］
【別紙６】研究セキュリティに関する質問票 用語の定義～（３）［略］ **（４）リスク軽減措置について** ア．（３）のイに「はい」と回答した場合は、リスクに応じたリスク軽減措置を実施することが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減措置を実施しますか？	【別紙６】研究セキュリティに関する質問票 ［同左］ ［項を加える］

（複数回答可）

□ 施設・設備へのアクセス権限の管理

□ オフキャンパス等の研究場所の確保

□ 取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮

□ （研究開発分担者が学生の場合などにおいて）雇用契約を締結することによるガバナンスの強化

□ 研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上

□ 研究データ等の情報へのアクセス権限の管理

□ サイバー攻撃への対策の強化

□ その他

（
・
・
・
・
）

イ．上記の回答について実行可能であることを確認しておく必要があります。

□ 実行可能であることを確認しました	
以上の全ての記載事項について、 □ 研究開発の体制に含まれている代表企業の研究開発代表者及び研究開発分担者の同意を得ました。 □ 代表企業及び再委託先の担当部署の確認を得ました。 （注）研究を開始するためには、両方にチェックが入っていることが必要です。	
別添様式	［別紙様式を加える］
研究セキュリティの確保に係る自己申告書 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（内閣府令和７年１２月）」において確認が求められている以下①～⑬の事項に関する情報について、以下の通り自己申告します。 氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【確認が求められている事項】**	

※ 以下の全ての質問への回答について、該当ない場合は「該当無し」とご記載ください。

① <u>学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）</u>

※ 既存のものがある場合は、こちらに記載せず、別添として提出いただければ構いません。

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国の教育機関を記載する場合には、所在国名の記載をお願いします。

※ 交換留学等何らか在籍教育機関のプログラムに基づいて海外で教育を受けた場合でも、期間が長期（１カ月以上）に及ぶ場合は国名とともに記載をお願いします。

○年○月	○○高等学校入学
○年○月	○○高等学校卒業
○年○月	○○大学○○学部入学（○年○月～○年○月までの間、英語学習プログラム参加のため○○国の○○大学○○学部に派遣）

② <u>研究経歴・職歴</u>

※ 既存のものがある場合は、こちらに記載せず、別添とし

て提出いただければ構いません。

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 海外に長期（１カ月以上）赴任していた場合には、赴任先国の記載と簡単な職責の記載をお願いします。

○年○月	○○入社
○年○月～○年○月	○○の共同研究のため○○大学（○○国）に客員研究員として派遣。

③ 研究費の取得歴（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国に所在する機関から研究費を支給されていた場合は、国名も記載してください。

取得日	研究費名	支給機関名	期間	総額（円）
○年○月		○○機構（○○国）		

④ 研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国に所在する機関から報酬等を支給されていた場合は、国名も記載してください。

年月	受けた支援の内容	支給機関名	期間	総額（円）
○年○月		○○機構（○○国）		

⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

発表日	論文名（雑誌名）	筆頭著者名	責任著者名	共著者名
○年○	○○（○○）			

月				

⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国での特許出願の場合、特許内容欄に出願先国の記載をお願いします。

出願日	特許内容	出願者名	共同発明者名	共同出願人名
○年○月				

⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴（令和5年度～現在まで）

※ 米国において2019年国防権限法§1286により作成されたリスト（通称「1286リスト」）記載のプログラムへの参

加歴は漏れなく記載をお願いします。

※ 行は必要に応じて追加してください。

参加期間	プログラム名	主催国・主催機関名

⑧ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年９月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づく処分歴（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

年月	処分歴

⑨ リスト（経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリストをいう。以下同じ。）への掲載の有無

※ 行は必要に応じて追加してください。

該当有無	該当有の場合の該当内容

⑩ リストに掲載されている機関（以下「リスト掲載機関」という。）への所属の有無（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

期間	所属内容

⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 現在まで交流が続いている場合には、その旨関係内容に記載してください。

年月	関係内容	関係有の場合のリスト掲載機関及び研究者名

⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」[1]（一時帰国しその滞在期間が６月未満の日本人等）又は「特定類型」[2]（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

※ 行は必要に応じて追加してください。

該当有無	該当内容
有（非居住者or特定類型）	○○

[1]「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和24 年法律第228 号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55 年11 月29 日付蔵国第4672 号）を参照のこと。

[2]「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第25 条第１項及び外国為替令第17 条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するＱ&Ａ」（経済産業省ウェブサイトhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

⑬ 国籍

国籍	○○

備考　表中の［　］の記載は注記である。